

# 暴力団等反社会的勢力への対応についての規定

岐阜県暴力団排除条例の平成23年4月1日施行 及び可児市暴力団排除条例の平成24年10月1日施行 に伴い弊社に於きましても、この条例の趣旨に則り、事業活動を行う義務があります。

つきましては、弊社のサービス及び商品・著作作品等の提供(以下「弊社サービス」という。)をご利用に際して、以下の内容をご確認の程お願い申し上げます。

- 第1条 弊社は、利用者が次に掲げる事由に該当すると認める場合には、いかなる弊社サービスの契約締結にも応じません。また、契約締結後に、利用者が次の各号に該当すると判明したときまたは該当したときは、弊社サービスの契約締結の取り消し、弊社サービスの利用を直ちに中止、撮影した映像の差し止めをします。なお、契約締結の取り消し及び利用中止により利用者に損害が生じたとしても、一切賠償はいたしません。
- 1 弊社サービス利用者及び、出張指示先の中に、下記の項目に該当するものがあると認められる場合
    - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
    - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する場合
    - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
    - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する場合
    - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
    - ⑥ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
    - ⑦ 取引先、下請け又は再委託業者が上記項目に該当する法人、その他団体
  - 2 自らまたは第三者を利用して次のいずれかの項にでも該当する行為を行った場合
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 合理的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
    - ⑤ 上記に加え、弊社サービスの利用が暴力団等反社会勢力の組織の維持、拡大に利用されると認められる場合
    - ⑥ その他前各号に準ずる行為
- 第2条 弊社は、第1条の事由により弊社サービスの契約締結の取り消し、利用中止、映像の差し止めをした場合は、利用者より受領した撮影料金等を一切返還いたしません。
- 第3条 弊社サービスの利用者は、第1条第1項に該当していない事を弊社の『ご利用のご案内と確認事項』の書式に表明・確約しなければなりません。なお、表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、弊社サービスの契約締結を取り消し、弊社の利用を直ちに中止していただきます。なお、契約締結の取り消し及び利用中止により損害が生じたとしても、弊社は一切賠償いたしません。

## 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約

1/1

2013年8月1日改定

- 1 私(当社)は、現在又は将来にわたって、下記の各項目の暴力団等反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
  - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する場合
  - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
  - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有する場合
  - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
  - ⑥ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
  - ⑦ 取引先、下請け又は再委託業者が上記項目に該当する法人、その他団体
  
- 2 私(当社)は、自ら又は第三者を利用して、下記の各項目のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 合理的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
  - ⑤ 上記に加え、弊社サービスの利用が暴力団等反社会勢力の組織の維持、拡大に利用されると認められる場合
  - ⑥ その他前各号に準ずる行為
  
- 3 私(当社)は、これらの各項目のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、弊社サービスの契約締結の取り消し、利用中止、映像の差し止めをされても一切異議を申し立てず、また、弊社サービス料金等の返還、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私(当社)の責任とすることを、弊社の『ご利用のご案内と確認事項』の書式に表明、確約いたします。

以 上